

退職後の健康保険制度に関するQ&A



Q 1. 任意継続と国民健康保険、どちらが良いの？

A 共済組合の任意継続組合員は、被扶養者への給付や、災害給付、附加給付制度がありますので、給付内容としては国民健康保険より充実していることとなります。

保険料掛金額の算定の方法については、国民健康保険の掛金額は、前年の所得に応じて計算されています。一方、共済組合の任意継続組合員の掛金は、その年の収入の有無に関係なく退職時の標準報酬月額を元に計算されるため、掛金の額は1年目と2年目でほぼ同じ金額です。また、国民健康保険の保険料は、被扶養者の人数が増えると保険料も増えますが、共済組合の任意継続組合員の掛金は、被扶養者の人数に関係なく、同じ金額です。

必ずしもどちらが良いとは言えませんので、保険給付の内容や掛金の額などを比較して、御自身でどちらに加入されるかを決めてください。



Q 2. 被扶養者の認定要件を満たさなくなった。(子どもが就職した。など) 手続きは？

A 任意継続組合員被扶養者認定取消の手続きをお願いします。しおりの19ページを御確認ください。書類は共済組合給付係宛てに被扶養者証等と一緒に送付してください。



Q 3. 資格喪失証明書がほしい。

- A
- ①退職される場合 …… 組合員申告書（様式は所属所にあります）の「資格喪失証明書の発行」にチェック☑をしてください。処理が終わり次第、御自宅に送付します。
 - ②被扶養者の取消の場合 …… 被扶養者申告書（43ページ）「資格喪失証明書の発行」の「□必要」欄にチェック☑をしてください。処理が終わり次第御自宅に送付します。
 - ③任意継続をやめる場合 …… 任意継続の資格喪失手続きの処理が終わり次第、御自宅へ送付します。



Q 4. 任意継続の掛金を月払いにした。毎月いつ引き落とされるのか。

A 毎月19日です。銀行が休業日の場合は翌営業日です。



Q5. 療養費や傷病手当金など短期給付の書類の締め切りは。

- A 毎月10日が短期給付の締切日です。毎月10日までに受付けたものは、その月の25日に支給します。25日が銀行の休業日の場合は翌営業日に支給します。
なお、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効により受給権が消滅しますので、忘れずに請求をさせていただきます。



Q6. 任意継続をしているが、夏から常勤講師として働くことになった。講師の任期が終わった後、任意継続にまた加入できるか。

- A 講師としての組合員期間が1年1日以上あれば可能です。常勤講師になった時点で新しく組合員資格を取得するため、退職時に申込みをした任意継続の資格は喪失します。新たに取得した常勤講師としての組合員期間が1年1日以上あれば、その組合員資格に対する任意継続を申込みすることができます。もし2か月、3か月などの短期間の任用の場合は、講師の任用が終わった後、任意継続をすることはできません。



Q7. ケガをして治療用の装具を購入した。病院から書類をもらったがどうしたらいいか。

- A 療養費・家族療養費の申請をしてください。請求書は福岡支部ホームページからダウンロードできます。ホームページから印刷できる環境がない場合は請求書を送付しますので、給付係まで御連絡ください。



Q8. 高額な医療費を払った。高額療養費に該当すると思う。なにか手続きはあるか。

- A 特に手続きは必要ありません。約3か月後に病院からレセプトが届きます。内容を確認し、高額療養費に該当する場合は自動的に給付がおこなわれます。



Q9. 就職をしたので任意継続を辞めたい。就職先から保険証をもらった。

- A 任意継続の資格喪失手続きをお願いします。しおりの15ページを御確認ください。書類は共済組合給付係宛てに組合員証等と一緒に送付してください。未経過分の掛金がある場合、任意継続掛金・介護掛金還付請求書(39ページ)を送付していただくことで、御指定の口座へ還付いたします。



Q10. 任意継続の掛金っていくらになるの？

A 次を参照してください。

令和3年度 任意継続掛金・介護掛金 月額計算早見表

任意継続掛金額及び介護掛金額(令和3年4月～令和4年3月)

任意継続掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の84.2を乗じて得た額(円未満端数切捨)

介護掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の17.80を乗じて得た額(円未満端数切捨)

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 **410,000 円** (令和2年9月30日現在)

【掛金月額計算早見表】

1 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 以上の方

任意継続掛金 月額	②平均標準報酬月額	410,000 円	×	$\frac{84.2}{1000}$	=	34,522 円	(円未満切捨)
介護掛金 月額	②平均標準報酬月額	410,000 円	×	$\frac{17.8}{1000}$	=	7,298 円	(円未満切捨)
		(40歳以上65歳未満の方のみ納付)					
合計							41,820 円

2 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 未満の方

任意継続掛金 月額	①退職時の標準報酬月額	円	×	$\frac{84.2}{1000}$	=	円	(円未満切捨)
介護掛金 月額	①退職時の標準報酬月額	円	×	$\frac{17.8}{1000}$	=	円	(円未満切捨)
		(40歳以上65歳未満の方のみ納付)					
合計							円

※ 年払い(令和2年4月～令和3年3月分 一括払い)の場合は、前納による割引が適用されます。

① 令和3年3月中に前払いを行った場合 12月の前納率

例:最高額の場合	1年分(各月払い)	41,820 円	×	12か月	=	501,840 円
	1年分一括払い					491,323 円
	差額(割引額)	割引率:	2.096 %	10,517 円		

② 令和3年4月中に前払いを行った場合 11月の前納率

例:最高額の場合	1年分(各月払い)	41,820 円	×	12か月	=	501,840 円
	1年分一括払い					492,931 円
	差額(割引額)	割引率:	1.775 %	8,909 円		

標準報酬等級表(抜粋)

等級	報酬月額		標準報酬月額	短期掛金月額	介護掛金月額
				〔 掛金率 84.2/1000 〕	〔 掛金率 17.8/1000 〕
	93,000 円未満		88,000 円	7,409 円	1,566 円
第1級	93,000 円以上	101,000 円未満	98,000 円	8,251 円	1,744 円
第2級	101,000 円以上	107,000 円未満	104,000 円	8,756 円	1,851 円
第3級	107,000 円以上	114,000 円未満	110,000 円	9,262 円	1,958 円
第4級	114,000 円以上	122,000 円未満	118,000 円	9,935 円	2,100 円
第5級	122,000 円以上	130,000 円未満	126,000 円	10,609 円	2,242 円
第6級	130,000 円以上	138,000 円未満	134,000 円	11,282 円	2,385 円
第7級	138,000 円以上	146,000 円未満	142,000 円	11,956 円	2,527 円
第8級	146,000 円以上	155,000 円未満	150,000 円	12,630 円	2,670 円
第9級	155,000 円以上	165,000 円未満	160,000 円	13,472 円	2,848 円
第10級	165,000 円以上	175,000 円未満	170,000 円	14,314 円	3,026 円
第11級	175,000 円以上	185,000 円未満	180,000 円	15,156 円	3,204 円
第12級	185,000 円以上	195,000 円未満	190,000 円	15,998 円	3,382 円
第13級	195,000 円以上	210,000 円未満	200,000 円	16,840 円	3,560 円
第14級	210,000 円以上	230,000 円未満	220,000 円	18,524 円	3,916 円
第15級	230,000 円以上	250,000 円未満	240,000 円	20,208 円	4,272 円
第16級	250,000 円以上	270,000 円未満	260,000 円	21,892 円	4,628 円
第17級	270,000 円以上	290,000 円未満	280,000 円	23,576 円	4,984 円
第18級	290,000 円以上	310,000 円未満	300,000 円	25,260 円	5,340 円
第19級	310,000 円以上	330,000 円未満	320,000 円	26,944 円	5,696 円
第20級	330,000 円以上	350,000 円未満	340,000 円	28,628 円	6,052 円
第21級	350,000 円以上	370,000 円未満	360,000 円	30,312 円	6,408 円
第22級	370,000 円以上	395,000 円未満	380,000 円	31,996 円	6,764 円
第23級	395,000 円以上	425,000 円未満	410,000 円	34,522 円	7,298 円

※退職時の標準報酬月額が410,000円以上の場合は、全組合員の平均標準報酬月額で算定するため、410,000円の欄の掛金月額になります。